

令和6年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年12月12日（木曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 今井一行	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 櫻井千佳	
参事 市川清美		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後2時49分

議長（今井 清君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

これから本日12月12日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第57号～日程第12 陳情第9号

議長（今井 清君） 日程第1 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから、日程第12 陳情第9号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書までの12件を一括議題としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。今井健児総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件。

こちらにつきましては、2の審査経過と併せて申し上げたいと思います。

2、審査経過。

令和6年12月4日に付託された標記案件を審査するため、12月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。通勤手当、宿日直手当に関する改正内容と、給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬及び賞与の引上げについての説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第58号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について。課税免除の期間と実績について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第59号 第6次立科町総合計画基本構想の策定について。立科町総合計画の基本構想について、目指す将来像と人口減少抑制戦略、政策体系、人口目標につ

いて説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第60号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について(女神湖センターについて)。事業計画、指定管理者納付金等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第61号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について(索道事業について)。指定管理者候補団体の概要、事業計画、指定管理者納付金等について説明を受け、指定管理業務範囲の再確認を行い、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第62号 令和6年度立科町一般会計補正予算(第4号)について。

歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費、【12款】予備費。

歳入について、【15款】国庫支出金、【16款】県支出金では、対象事業の事業内容の再確認を行い、【18款】寄附金では、1項寄附金、1目総務費寄附金は、ふるさと寄附金の増額に伴う補正であるとの説明を受けました。

歳出について、全款にわたり給与改定に伴う人件費の補正が計上されていました。

【2款】総務費のうち、1項総務管理費、3目財産管理費、庁用車維持管理経費では、公用車を更新するに至った経緯と車両の取扱いについて、5目企画費のテレワーク推進事業経費では、登記委託料等について、9目ふるさと寄附金事業費では、記念品の内容等についての説明を受けました。7項コミュニティ費、1目コミュニティ施設管理運営費では、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正条例による報酬等の増額との説明を受けました。

【5款】農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、農業振興経費では、新品目・新技術実証実験に取り組む農家への補助及びりんご腐乱病の感染樹伐採等に係る処分経費の補助との説明を受けました。

【6款】商工費のうち、1項商工費、2目商工振興費、商工振興経費では、設備投資や物価高騰を原因とした資金需要と件数の増加に伴う信用保証料の増額との説明を受けました。

【8款】消防費、1項消防費、4目防災費、防災関係経費では、防犯灯の修繕料について、これまでの実績と増額の内容について説明を受けました。

【10款】災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業災害復旧費、農地農業用施設災害復旧経費では、農業用排水路の改修及び8月豪雨災害による農地の復旧との説明を受け、現地調査を行いました。

【12款】予備費では、歳出の増による調整との説明を受け、【1款】議会費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(7) 陳情第6号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について陳情書を、原案を全会一致で採択しました。

(8) 陳情第7号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について陳情書。原案を全会一致で採択しました。

(9) 陳情第8号 建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書を、原案を全会一致で採択しました。

(10) 陳情第9号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充についての陳情書は、原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井 清君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） それでは、立科町議会社会文教建設常任委員会に付託されました審査について報告を申し上げます。

付託案件については、2の審査経過とともに報告をいたします。

令和6年12月4日に付託された標記案件を審査するため、12月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第62号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第4号）について。

歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、パートタイム会計年度任用職員経費について、人勤に伴う増額補正の人数の説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、令和7年度の診療報酬請求の変更に伴う自立支援給付審査支払等システム改修のため、電算委託料の増額補正との説明を受け、2項児童福祉費、3目保育所費では、遠距離通園費補助金について、人数増による増額補正であること、2項児童福祉費の人件費については、人数の説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、職員の退職による給与等の減額補正との説明を受け、2項清掃費、1目ごみ処理費では、人勤による報酬等の増額補正及びごみ収集車に係る修繕料の増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、今後予定している道路等小規模修繕に伴う修繕料の増額補正との説明を受け、5目国庫補助道路整備事業費では、橋梁長寿命化修繕工事において、塗装部分から鉛が検出されたことによる

除去対策等に伴う工事請負費の増額補正との説明を受け、また現地調査を行いました。

【9款】教育費のうち、2項小学校費、1目学校管理費、3項中学校費、1目学校管理費の業務委託料は、小中学校のネットワークアセスメントに伴う増額補正であること、教育費の全項の人件費について、人数の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第63号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について。

支出について、【4款】資本的支出のうち、1項建設改良費、2目配水施設改良費では、補正となる工事の概要及び増額の内容、冬季間工事に係る工法の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第64号 令和6年度立科町下水道事業会計補正予算(第1号)について。原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

議長(今井 清君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長からの報告を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔(なし)の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。9番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番(村田桂子君) それでは、討論を行います。

まず、議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

この議案は、町の職員などの給与について、国や県の人事院勧告どおり、月例給を引き上げ、期末勤勉手当とも給付率を引き上げる議案です。議員、任期付職員、再任用職員は0.05月引き上げ、年間3.45月となりました。一般職と特定幹部職員、そして会計年度任用職員も0.1月給付率が引き上がり、しかも今年度より会計年度任用職員も勤勉手当がつくこととなりました。給与も平均月例で2.68%を引き上げられ、しかも4月に遡り支給されます。物価高騰の折、暮らしは厳しさを増しており、増額改定は当然だと受け止めました。

また、11月から3月までの寒冷地手当も増額されます。灯油代などの高値が続くこ

とから歓迎します。

人事院勧告は、民間給与との差を受けてのものです。現在、民間の平均給与からは、なお月例給で1万円も低い実態があります。ボーナスでも低い状況が見受けられます。

私の一番評価するところは、一般職員と会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当が同率支給されることとなり、全体で約2,770万円、単純に人数で割り返すと1人当たり21万円強の増収となることです。二、三年前では、期末手当が職員に比べ率も低く、勤勉手当もなかった頃と比べると、ここ二、三年の待遇改善は全国での運動の成果として素直に喜びたいと思います。

この上は、会計年度職員の一般職への登用、待遇改善であります。会計年度職員は、一人一人が他の職員に代え難い職員同等の職務を果たしており、またその仕事ぶりは既に試され済みであることから、希望する人は誰でも、フルタイム会計年度任用職員については理由に及ばず、短時間勤務の職員についても一般職員として登用する道を積極的に開くべきだと考えます。希望する人は誰でも、フルタイム職員として働けるよう登用すべきだと思います。

役場は人が全てであります。正規職員への道を広く開いてこそ、会計年度職員の勤労意欲をかき立て、その人の力を引き出し、ひいては町民利益に結びつくことは明らかです。短時間会計年度職員のほとんどは女性であり、その賃金が低いのは女性差別であると言わなければなりません。ジェンダーギャップを埋めることを積極的に求められる公務の職場において、差別的な扱いは許されないと考えます。

また、今回の改定において、扶養手当のうち、配偶者手当が再来年をめどに廃止されますが、女性が自立できるだけの賃金の保障が大前提であることを求めておきます。

以上、賛成討論といたします。

次に、議案第59号 第6次立科町総合計画基本構想の策定について賛成します。

この議案は、令和7年から17年までの10年間の町の将来像を示し、人口減少の率を抑制し、5,350人にとどめようとする計画です。「人と自然が輝く町」を掲げ、7分野の基本目標を掲げ、全体を網羅するものとなっています。

あえて言うなら、21世紀の大目標でもある女性の社会進出や、力を引き出す施策展開、様々な組織の政策部決定の分野への女性の割合を増やすこと。殊に、自治会などでの女性の登用に光を当てることや、進出を阻む風習、しきたりなどをなくし、女性が生き生きと働き、活躍できることが地域活性化の要だと考えます。

また、町の子ども、若者を応援するとしていますが、その大項目にももちろん異存はありませんが、さらに子どもや若者の発言を保障し、彼らが町の重要な構成員であることを尊重する施策展開が必要ではないかと考えます。基本目標として盛り込まれてはいますが、今後、具体的な施策展開の中で、例えばいつでも利用できる、若者が集える場所の保障や、意見を吸い上げる機会の設定などが必要ではないでしょうか。今後の

施策展開に期待します。

議案第60号、61号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定については、2025年3月31日を期限として指定管理の期間が終了することから、指定の決定を求める議案であり、女神湖センター、索道事業についての指定管理者をこれまでどおりの事業者とすることに賛成するものです。

議案第60号 女神湖センターについては、委員会の議論の中では、同じ業者、白樺高原観光事業協同組合を選定した理由として、1、同組合が女神湖周辺の観光事業者によって組織され、その構成に変更はなく、カヤックなど、イベントの自主事業を広く展開し、地域振興に寄与していること。2、事件事故など大きな問題もなく、順調に事業展開をしていること。3、今後5年間の営業利益見込みや事業計画などについても報告を受け、今後240万円の指定管理料だけではなく、営業利益の20%を納付してもらうよう相談したい旨の報告も受けました。賛成とします。

議案第61号 索道事業の指定管理については、4年前の檜山スノーテックから、しらかば高原株式会社に替わりました。4年前から索道事業運営の主体として当たってきたしらかば高原株式会社が、その構成には変化がなく、名実ともに指定管理者となり、賛同いたします。

少々長くなりますが、申し上げます。4年前、町が指定した管理者は檜山スノーテックであったのに、事故の際、しらかば高原株式会社が指定管理者として記事に出たりして、実に不透明な指定の在り方であったことは、同事業者に不信を抱かせる原因ともなっていました。また、指定管理になると同時に、毎年ゴンドラなどの利用料の値上げを打ち出し、スキー場の駐車場、ビジターセンター側の駐車場も有料化し、利益を上げることを最優先にした姿勢にも賛同しかねるものがありました。今回は、そのもやもやがまだ残るものの、マウンテンカートの導入、山頂駅に軽食喫茶の設置、自然園の通路の整備、植物園の展示の工夫、地下街への対処、ミストシャワーを浴びせ、コケの涵養など、工夫しながら魅力増進に注力していることを評価するものです。今年は、総務経済委員会としても指定管理者から営業状況や取組についての報告を受け、現地確認もしました。様々な工夫を確認したところです。

委員会の審議の中では、今後5年間の事業計画についてもいただきました。目玉となっているインバウンドの取り込みについては、まだ緒に就いたばかりであり、具体的には動き出してはいないものの、新宿、羽田などからダイレクトバスを運行することや、白樺高原周辺の事業者とも連携して、エリア内循環や佐久平駅からのシャトルバスなど二次交通の確保充実を目指し、誘客計画を示していることの報告を受けました。

また、町としても、敷地使用料800万円に加え、施設賃貸料を1,000万円から1,200万円に引き上げるほか、これまで協議するとしてきた営業利益の一定割合を女神湖の指定管理者と同率の20%に定めることも担当から示されました。懸念していた雇用についても待遇改善を進め、町民の雇用を4人増やしたことは評価いたします。一層、

安全対策の強化充実やサービスの向上を期待したいと思います。

残念だったことは、事業の全体像が見えないということです。指定管理の指定に当たっては、やはり5年間の事業の決算書や総括文書、今後の事業計画についても文書で議会に示すべきであります。営業利益がどれほどになったのか、スキーシーズンとグリーンシーズンの営業状況についてはどうだったのか、全く明らかではありません。町は、当該業者の会計について監査を行っているのでしょうか。数字は信頼できると断言をされましたが、書類に基づく確認はされているのでしょうか。選定委員会で議論したからという理由で議会に提出しないのは、議会軽視だと考えます。特に今回のように、公募によらず随意契約で指定するときは、なおさら示されるべきだと思います。議会がより厳格で、正確なジャッジをする上でも、必須な資料の提供がなされないのは極めて不十分です。そのために、詳細な説明を求め、質問時間が割かれました。

索道事業は、自然条件に大きく左右され、撤退する自治体も出ています。温暖化が急激に進む昨今、1年を通じて白樺高原を楽しんでもらえる工夫、努力が欠かせません。直営ではスピード感を持って対応することが困難、民間であれば過疎債などが活用できるとして、指定管理が導入され、町も巨額の財源をつぎ込んでいます。それは取りも直さず、冬のスキーシーズンやグリーンシーズンの魅力アップにより、誘客による経済効果を見込み、周辺で営業する多くの事業者の営業、暮らしを支えるという目的のため、すなわちスキー場を守ることで町民の福祉向上のためと理解しています。一層の努力を求めるものです。

私は、索道事業が町直営から指定管理に替わる時に、その必要はないと反対しました。前回の檜山スノーテックに指定される時は、当該業者が佐久市のパラダなどの指定管理において、十分な実績を上げてこなかったことを指摘し、反対しました。今回は、この4年間の努力を認め、今後のビジョンに期待して賛成しますが、なお一抹の不安を持っております。一つは、周辺事業者との関係が必ずしも良好ではないということです。ゴンドラリフトの運行の変更など新たな事業展開について、周辺観光事業者との話合いが不足していた点を指摘したいと思います。観光は、一事業者では展開できません。周辺の事業者が力を合わせて、その地域の魅力をつくり出し、発信しなければ多くの人を呼び込むことはできないと思います。その点で、観光事業はみんなで力を合わせてという観点が少々不足していたのではなかったでしょうか。このことを指摘したいと思います。

また、事業展開する上での重要な留意点として、2年前に復活させた索道事業の目的を絶えず基本とすることが求められます。2021年に復活させましたね。すなわち、公共の福祉を増進すること、観光事業の進展に寄与する、このことです。

町の施設の管理については、立科町の財産である白樺高原に多くの住民や観光客が訪れ、そのすばらしい自然の魅力に触れ、スキーを通じて楽しんでもらうという大きな公の仕事、責任があると考えます。自然に親しむ権利やスポーツする喜びを体験す

る権利などを保障するという公の公共自治体としての責務は、指定管理者にもしっかりと伝えるべきだと考えます。単に利益を上げればよいという問題ではありません。納付金を多額に納めてもらうという形で指定管理者の責任を果たすという考えもありますけれど、同時に自然に親しむ権利を保障するという自治体としての責任も忘れるべきではないと思います。民間と違うのはそこではないでしょうか。今後の料金改定に当たっても、その点を注視したいと思います。

指定管理者は、町の施設たるスキー場を管理運営するということを重ねて指摘して、今回は賛成します。

次に、議案第62号 一般会計補正予算（第4号）について、必要な事業が盛り込まれていると認め、賛成します。

今回の補正予算の特徴は、1、前号議案に示された職員の給与、期末勤勉手当など、諸手当の増額改定によるもの。2、ふるさと寄附金5,000万円の増収を受けて、返礼品の追加が予算化されたこと。3、8月、11月などの豪雨災害の復旧工事、果樹の難病対策などが予算化されたこと。また保育園の第2園庭の砂利ゾーンを芝生化し、幼児がはだして遊べるように工事するための県の交付金が交付されましたが、工事費としては今回の予算には予算化されてはいませんでした。今後の事業として期待したいと思います。

以上、賛成とします。

最後に、陳情第6号から第9号について、建築士事務所協会から出された陳情であり、安心安全な建築物の設計や耐震診断のために、業務報酬基準の明確化や耐震診断料の引上げ、質の悪い工事を排除するため適正価格の設定、そして、入札条件に責任保険に加入していることを考慮してほしいこと、最後に、昭和56年以前の耐震診断補強工事への補助メニューを設けていることと同様、平成12年（2000年）以前に建てられた建築物についても、診断や補強工事など耐震化助成制度を創設してほしい旨の陳情であり、いずれも新たな課題の提起であり、最も陳情であることを確認して、賛同します。

以上、長くなりましたが、賛成討論とします。

なお、他の議案についても、討論を省略して賛成します。

なお、発言の訂正をいたします。議案第57号の中に、配偶者手当のことはなかったので、そのことは削除しますが、そういう方向だという国の動向については申し述べておきます。

以上、討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに賛成討論はございますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第58号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第59号 第6次立科町総合計画基本構想の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第60号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について（女神湖センターについて）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第61号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について（索道事業について）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

か。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第62号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第63号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第64号 令和6年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 陳情第6号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第10 陳情第7号 価格による入札方式における最低制限価格等の引上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第11 陳情第8号 建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第12 陳情第9号 2000年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第13 発委第10号

議長（今井 清君） 次に、日程第13 発委第10号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、2時15分から第1委員会室において議会運営委員会を開催し

ますので、委員、理事者は参集願います。再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。休憩に入ります。

(午後 2 時13分 休憩)

(午後 2 時35分 再開)

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

[(異議なし) の声あり]

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 1 議案第65号

議長（今井 清君） 追加日程第 1 議案第65号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

総務課長（今井一行君） 議案第65号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第 1 項では、普通地方公共団体の議会における議決事件を規定しております。同項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

まず、損害賠償の額は、105万3,206円。

相手方は、議案書のとおりでございます。

事案の概要ですが、12月 4 日の全員協議会でもご報告したとおり、本年11月19日午後11時30分頃、地域おこし協力隊員が、町がリース契約している車両を飲酒状態で運転し、自損事故を起こし、車両を全損させたことによる損害を賠償するものであります。

本日提出、立科町長。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから本案についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7 番、村松浩喜議員。

7番（村松浩喜君） 7番。このたびの議案は、リース車両が全損させたことに伴う損害賠償の額を認めていただきたいという内容でございますが、こちらの車両を修理した場合、損害賠償額を上回るということが確実に見込まれるのでしょうか。

議長（今井 清君） 今井総務課長。

総務課長（今井一行君） 正式な修理の見積りが出ているものではございませんけれども、修理会社を通じ、直すまでもないということで、全損状態であるとの報告を受けて、このような対応となっております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございませんか。4番、今井健児議員。

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。それでは、今回の件につきまして、まだ事故の報告等もまだまだないのも理解しております。また、そういった中で、今回、賠償責任という形で、町側が金額を支払うと。これは相手側のことも踏まえると、早期に対応すべきことということで理解はできるわけですが、この隊員本人の今日まで経過と、また今後、これについてのお話合いが取り交わされているのか、その辺の内容の詳細についてをお伺いします。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

事故後すぐに、ご本人とは連絡を取りまして、まず体の安否ということで、病院に行っていただくようお願いをいたしました。その後、何もなかったということで、ご報告いただいております。今週9日の月曜日、ご本人さんに役場のほうにいらっしゃっていただきまして、今回の事故車両の件等につきましてお話をさせていただきました。先週、私のほうで佐久警察署のほうに事情聴取に伺っております。ここあと一、二か月程度で処分のほうも下されるということでございますので、その際にはご本人のほうに連絡が行きますので、町のほうからも随時連絡はさせていただきますが、警察から連絡等についてあった場合については、町等にもご連絡いただくように現時点ではお願いしているところでございます。

以上であります。

議長（今井 清君） 4番、今井健児議員。

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。答弁なかったのでお伺いしますが、これは町側が肩代わりをすると、分かりやすく言えばそのような解釈でよろしいでしょうか。

議長（今井 清君） 今井総務課長。

総務課長（今井一行君） これは次の予算に載っております。ご報告申し上げる予定でございましたけれども、ここで申し上げますと、原因者のほうには立替えというか、町がまずリース車両の借入人でございますので、町が支払い義務がありますから、町が当然支払うものです。その費用につきましては、原因者になります隊員のほうに今後請求をしていく予定ということでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 4番、今井健児議員。

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。事故処分のほうもまだまだということなので、本人とのお話はまだ進んでいないということだと思えますけれども、これは今、総務課長の答弁ですと、これから本人とはお話をすることによってよろしいかと。お願いします。

議長（今井 清君） 今井総務課長。

総務課長（今井一行君） 先ほど市川産業振興課長が答弁しましたとおり、当人にはその旨の連絡はしていると、話は通っているということで、私のほうからは、今現在、確定しているものでございますので、今日のこの議決を得て、初めて確定になるものですから、私のほうからの連絡はしていないという状況でございます。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第66号

議長（今井 清君） 追加日程第2 議案第66号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

総務課長（今井一行君） 議案第66号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和6年度立科町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億6,519万円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出であります。

3 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括となります。

4 ページは、歳入となります。

21款諸収入4項雑入2目2節弁償金は、リース車両の全損に伴う損害賠償金相当額を原因者に負担させるものとし、その収入を計上いたしました。105万3,000円でございます。

5 ページをお願いいたします。こちらは歳出となります。

2款総務費1項総務管理費2目企画費21節補償、補病及び賠償金は、先ほど議案第65号で議決をいただきました損害賠償金の支払いのため、105万4,000円を計上いたしました。歳入歳出の差額1,000円は、12款予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから本案についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、今井英昭議員。

11番（今井英昭君） 11番、今井です。歳入についての確認になります。先ほどの65号の中でも、また今回、併せて説明をいただいたのですが、原因者のほうには請求していくということは理解しました。また、これからその話もしていくということも理解はしたのですが、今回、この車両につきましては、町が貸与しているということもありまして、いわゆる車両使用誓約書みたいなものをしっかりと書かせている中で、今回の場合におきましては、いわゆる行為ですとか、重大な過失によるものについては責任を負うという誓約書があれば、もう自動的に請求ができるものだと思うんですが、そういった誓約書的なものがあって、今回こういったものをやるのか、誓約書がもしもなければ、やはりこういった事例があれば必要だとは思いますが、その辺についての取決め、貸与している取決めがどのようになっていたのか質問いたします。

議長（今井 清君） 今井総務課長。

総務課長（今井一行君） 今言われたような誓約書的なものというものはございません。今回の事件というか、事故を受けまして、その辺の整理をしっかりとしなきゃいけないということで、反省をしているところで、今後に向けて対応したいということでございます。

しかしながら、その負担につきましては、やはり飲酒運転、飲酒状態ということがありますので、それはもうそういう誓約書があるかなしか、それに関わらず、こちらとしてはしっかりと求めていきたい、求めていくべきだということで、その対応をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和6年第4回立科町議会定例会を閉会といたします。理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後2時49分 閉会）